

歯科医師国保の給付等一覧

2026年4月1日現在

【保険給付】

給付の種類	給付内容	給付事由
療養の給付	組合員 7割（入院、入院外） 家族 7割（ 〃 ）	病気やケガをしたとき
療養費（償還払い）	一般診療、コルセット、柔道整復費 ※はり、きゅう、マッサージは医師が治療上必要と認めた場合に限りです。	病気やケガの治療を保険でかかれなかったとき ※医師の同意書が必要
傷病手当金	1、2、3種組合員 4,000円（1日につき）	組合員本人が入院したとき（年度内90日を限度とする）
出産育児一時金	1児につき50万円が支給されます	出産したとき（妊娠4か月以上の死産含む）
葬祭費	1種組合員 30万円 2種組合員 15万円 3種組合員 10万円 家族 10万円	死亡したとき

【後期高齢者の1種組合員】 ※75歳以上で組合員の資格を有する者

傷病見舞金	後期高齢者の1種組合員 4,000円（1日につき）	組合員本人が入院したとき（年度内90日を限度とする）
死亡見舞金	後期高齢者の1種組合員 30万円	死亡したとき

【健康診断・節目健診補助】

- ・年度内1回、各種人間ドックや健康診断にかかった費用に対し補助金を支給します。
- ・健康診断と節目健診はどちらか一方のみです。申請用紙が異なりますのでどちらに該当するかよくご確認ください。

・健康診断の費用補助 〔対象者及び補助金額〕 ①（節目健診に該当しない）1種組合員本人および配偶者、2種組合員本人 上限10,000円まで ②（節目健診に該当しない）3種組合員本人 上限5,000円まで	・節目健診の費用補助 〔対象者及び補助金額〕（①②③ともに） 上限 30,000円まで ① 1種、2種組合員本人で年齢が30歳以上5年毎の節目の年齢に達する者 ② 1種組合員本人が節目健診に該当した場合の配偶者（配偶者の年齢は問わない） ③ 3種組合員本人で年齢が20歳以上5年毎の節目の年齢に達する者
--	---

【インフルエンザ予防接種補助】

- ・インフルエンザワクチン接種費用の補助 1名につき4,000円を限度として助成。ただし、13歳未満の方（2回接種法）で、1回目と2回目の領収書を同時に提出した時に限り、その合算額から6,000円を限度に補助します。

〔対象者〕被保険者全員（保険証をお持ちの方全員）、後期高齢者の1種組合員

【自家診療】

- ・歯科医師国保では規約の定めにより、自家診療の給付を制限しています。次の場合は自家診療に該当し、給付対象外になりますのでご注意ください。（自家処方も対象外です。）

①自己の開設する医療機関で、組合員本人および家族が診療を受けた時

②勤務先の医療機関で、組合員本人および家族が診療を受けた時
※後期高齢者の1種組合員については、自家診療の給付制限はありません。

【その他】

- ・交通事故等について（第三者行為）
交通事故など、他人の行為が原因で傷病をうけ、かつ保険で給付を受ける場合、保険証を使用する際に必ず支部にご連絡ください。第三者行為による負傷届、交通事故証明書、診断書などの提出が必要です。

- ・任意継続制度について
本組合は国民健康保険法に基づく組合であり、社保のような任意継続制度はありません。そのため、組合員が退職した場合は資格喪失し、市町村国保等において資格取得手続きを行う必要があります。

【保険料】

- ・均等割保険料 ※詳しくは4月発送の保険料賦課額通知書をご覧ください。

種別	年度年齢18歳以下	年度年齢19歳以上40歳未満	40歳以上65歳未満（介護納付金を含む）	65歳以上75歳未満	75歳以上
1種組合員		16,940円	21,440円	16,940円	
2種組合員		25,460円	32,260円	25,460円	
3種組合員		16,940円	21,440円	16,940円	
家族	11,600円	11,910円	15,110円	11,910円	
後期高齢者の1種組合員					5,000円

- ・所得割保険料（1種組合員及び後期高齢者の1種組合員のうち代表者に賦課）

料率	基礎賦課額	後期高齢者支援金	介護納付金	(新)子ども・子育て支援納付金
	5.5/1000	2.1/1000	1.4/1000	0.2/1000
上限 1億円	年額 550,000円	年額 210,000円	年額 140,000円	年額 20,000円
下限 300万円	年額 16,500円	年額 6,300円	年額 4,200円	年額 600円

- ※後期高齢者支援金、介護納付金、子ども・子育て支援納付金においても所得割が賦課されます。
- ※矯正標榜者は上限額を賦課しますが、前年の医業収入額が1億円に満たない場合は「保険料調定変更申請」により収入に見合った所得割保険料に変更することができます。

【高額療養費】

- ・1か月の医療費が一定額を超えた場合に給付（所得区分により異なる）
- ・事前に限度額適用認定証を提示すると、窓口支払いは限度額内になる。

＜70歳未満＞

	区分	自己負担額
ア	所得901万円超	252,600円＋（総医療費-842,000円）×1%
イ	所得600万円超～901万円以下	167,400円＋（総医療費-558,000円）×1%
ウ	所得210万円超～600万円以下	80,100円＋（総医療費-267,000円）×1%
エ	所得210万円以下	57,600円
オ	低所得者（住民税非課税世帯）	35,400円

＜70歳以上75歳未満＞

	区分	個人単位(外来)	世帯単位(入院含む)
現役み並所得	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円＋（総医療費-842,000円）×1%	《多数該当：140,100円》
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円＋（総医療費-558,000円）×1%	《多数該当：93,000円》
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円＋（総医療費-267,000円）×1%	《多数該当：44,400円》
一般所得者（課税所得145万円未満）		18,000円	57,600円 《多数該当：44,400円》
低所得者Ⅱ（住民税非課税）		8,000円	24,600円
低所得者Ⅱ（住民税非課税、年金収入80万円以下）		8,000円	15,000円

【種別について】

- 1種組合員：新潟県歯科医師会の会員である歯科医師
- 2種組合員：1種組合員又は後期高齢者組合員が開設する医療機関等に勤務する歯科医師
- 3種組合員：1種組合員又は後期高齢者組合員が開設する医療機関等に勤務する従業員（歯科衛生士・歯科助手・技工士・受付、事務等）

問い合わせ及び申請書類の請求は、下記の新潟県支部事務所までお願いいたします。

全国歯科医師国民健康保険組合 新潟県支部
〒950-0982 新潟市中央区堀之内南3-8-13
TEL 025-250-7755 FAX 025-283-6692